

我孫子市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第21条 略 <u>（傷病手当金の支給申請及び決定）</u>	第21条 略
<u>第22条 条例附則第3項の規定により</u> <u>傷病手当金の支給を受けようとする</u> <u>者は、国民健康保険傷病手当金支給</u> <u>申請書（様式第6号）により市長に</u> <u>申請しなければならない。</u>	
<u>2 市長は、前項の申請書を受理した</u> <u>ときは、速やかに支給の要否を決定</u> <u>し、支給決定通知書又は不支給決定</u> <u>通知書により、世帯主に通知するも</u> <u>のとする。</u> <u>（規則で定める日）</u>	
<u>第23条 我孫子市国民健康保険条例の</u> <u>一部を改正する条例（令和2年条例</u> <u>第32号）改正附則に規定する規則で</u> <u>定める日は、令和2年9月30日とす</u> <u>る。</u>	

様式第3号及び様式第4号中「第20条、第21条関係」を「第20条—第22条関係」に改める。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。